

住宅に係わる助成制度等のご案内

1 戸建住宅の耐震改修助成〔区〕

住宅(戸建住宅、小規模な長屋および共同住宅)について耐震改修工事等の費用を助成します。簡易診断は無料です。

助成の対象

昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した建築物

昭和 56 年 6 月以降に増築した場合は増築面積が延床面積の 2 分の 1 未満であること。

建築物が適法であること。

重大な違反がある場合、工事で解消されると区長が認めるもの

建築物が助成禁止区域に入っていないこと。

住民税等を滞納していないこと。

既に練馬区の耐震改修工事等の助成金の交付を受けた建築物でないこと。

第三者への転売する目的のために、住宅を取得し、当該住宅の耐震改修工事等を行う不動産業者、建築業者等でないこと。

住宅(戸建住宅、小規模な長屋および共同住宅)の耐震診断、耐震補強設計および工事助成の額

	助 成 率	助成限度額
耐 震 診 断	費用の 3/4	12 万円
実 施 設 計	費用の 2/3	22 万円
耐震改修工事	費用の 2/3	130 万円または 150 万円

所有する方が居住する住宅で、所有する方を含む世帯全員の方が住民税非課税の場合等は、助成額は 150 万円です。

お問合せ：練馬区 都市整備部 防災まちづくり課 耐震化促進係

5 9 8 4 - 1 9 3 8

ホームページ：

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/takuchi/taishin/kodate.html>

2 耐震シェルター・防災ベッドの設置経費助成〔区〕

東京都が選定した耐震シェルター、防災ベッドの設置費用を助成します。

助成の対象

練馬区内にあり、昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した 2 階建て以下の木造住宅に居住していて、世帯全員が住民税非課税の方で、つぎのいずれかに該当する方が世帯にいる方

・申請時において 65 歳以上の方

- ・地震時に避難することが困難と認められる身体障害の方（障害等級 2 級以上）
- ・乳幼児（小学校就学の始期に達するまでの方）

耐震シェルター、防災ベッドの設置経費助成の額
 設置費用の 9 割で助成限度額 50 万円

お問合せ：練馬区 都市整備部 防災まちづくり課 耐震化促進係
 5 9 8 4 - 1 9 3 8

ホームページ：
https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/takuchi/taishin/shelter_jyosei.html

3 分譲マンション耐震改修助成制度〔区〕

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられたマンションなどは、古い基準で建築されているため、大きな地震が起きたときに建物が壊れたりするなどの事態を招く恐れがあります。そこで区では耐震改修工事等の費用を助成します。

助成の対象

- 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した建築物
- 地階を除く階数が 3 以上で、耐火建築物または準耐火建築物のもの
- 2 以上の区分所有者がいること。
- 店舗等を含む複合用途建築物については、住居としての用途に供する部分以外の床面積の合計が、延べ面積の 2 分の 1 未満であること。
- 建築物が適法であること。
- 重大な違反がある場合、工事で解消されると区長が認めるもの
- 建築物が助成禁止区域に入っていないこと。
- 住民税等を滞納していないこと。
- 第三者への転売する目的のために、住宅を取得し、当該住宅の耐震改修工事等を行う不動産業者、建築業者等でないこと。

分譲マンションの耐震診断、耐震補強設計および工事助成の額

区分	助成対象費用	助成率	助成限度額
耐震診断	ア：耐震診断、実施設計または改修工事に要した費用の額	5/6	150 万円
実施設計			200 万円
改修工事	上記アとイのうち額の小さい方	2/3	3,000 万円

お問合せ：練馬区 都市整備部 防災まちづくり課 耐震化促進係

5 9 8 4 - 1 9 3 8

ホームページ：

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/takuchi/taishin/minkan.html>

4 分譲マンション耐震改修アドバイザー派遣制度〔区〕

マンションの耐震化を図るため、分譲マンションの管理組合を対象に、耐震相談のためのアドバイザー派遣や簡易診断の実施費用を助成します。

助成の対象

昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した建築物

地階を除く階数が 3 以上で、耐火建築物または準耐火建築物のもの
2 以上の区分所有者がいること。

店舗等を含む複合用途建築物については、住居としての用途に供する部分以外の床面積の合計が、延べ面積の 2 分の 1 以下であること。

建築物が助成禁止区域に入っていないこと。

分譲マンションのアドバイザー派遣、簡易耐震診断助成の額

	助 成 率	助成限度額	
アドバイザー派遣	費用の 10/10	43,000 円	
簡 易耐震診断	費用の 10/10	建物の延べ床面積により異なります	
		1,000㎡未満	372,000 円
		1,000㎡以上3,500㎡未満	496,000 円
		3,500㎡以上	745,000 円

簡易診断の実施に必要な図面等がない場合、当該図面作成費用は対象外です。

お問合せ：練馬区 都市整備部 防災まちづくり課 耐震化促進係

5 9 8 4 - 1 9 3 8

ホームページ：

https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/takuchi/taishin/adviser_index.html

5 賃貸住宅の耐震改修アドバイザー派遣等制度〔区〕

賃貸住宅の所有者を対象に、耐震相談のためのアドバイザー派遣や簡易診断の実施および耐震改修工事等の費用を助成します。

助成の対象

- 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した建築物
- 階数 3 以上かつ延べ床面積 1,000 m²以上の賃貸住宅
- 建築物が適法であること。
- 重大な違反がある場合、工事で解消されると区長が認めるもの
- 建築物が助成禁止区域に入っていないこと。
- 住民税等を滞納していないこと。
- 建築物の所有者が国または地方公共団体でないもの

賃貸住宅のアドバイザー派遣、簡易耐震診断助成の額

	助 成 率	助成限度額	
アドバイザー派遣	費用の 10/10	43,000 円	
簡 易 耐震診断	費用の 10/10	建物の延べ床面積により異なります	
		1,000m ² 未満	372,000 円
		1,000m ² 以上3,500m ² 未満	496,000 円
		3,500m ² 以上	745,000 円

簡易診断の実施に必要な図面等がない場合、当該図面作成費用は対象外です。

賃貸住宅の耐震診断、耐震補強設計および工事助成の額

区分	助成対象費用	助成率	助成限度額
耐震診断	ア：耐震診断、実施設計または改修工事に要した費用の額	2/3	150 万円
実施設計	イ：区が定めた面積区分による単価で算出した費用の額		200 万円
改修工事	上記アとイのうち額の小さい方	1/6	1,000 万円

お問合せ：練馬区 都市整備部 防災まちづくり課 耐震化促進係

5 9 8 4 - 1 9 3 8

ホームページ：

https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/takuchi/taishin/adviser_index.html

6 吹付けアスベスト対策支援制度〔区〕

アスベスト調査・除去工事費の助成

助成の対象となる方

対象の建築物等の所有者で、個人住民税および軽自動車税を滞納していない個人の方

対象の建築物等の所有者で、法人住民税を滞納していない中小企業の代表者の方

分譲共同住宅の調査または共有部分の工事を行う場合にあっては、にかかわらず、分譲共同住宅の管理者（管理組合の理事長等）の方

助成の内容

【調査】

吹付け材の成分分析調査（アスベストの含有の有無を確認するためのもの）

空気環境測定調査（外部に露出した吹付け材でアスベストの含有が判明している場合に、アスベスト繊維が空气中に飛散していないかを確認するためのもの）

【工事】

平成9年3月31日以前に建設され、工事完了後は引き続き5年間継続して利用する（耐震化促進事業要綱に基づき、特定緊急輸送道路沿道建築物と認められた建築物を除く。）建築物等におけるつぎの工事

露出した吹付けアスベスト・アスベスト含有吹付けロックウールの除去工事

既に囲い込み・封じ込めされた吹付けアスベスト等の除去工事であって、建築物等の増改修（修繕、模様替えおよび増築）に伴い実施するもの

建築物等の用途	調査費用の助成		除去工事費用の助成	
	助成率	限度額	助成率	限度額
戸建住宅		5万円	工事費用の 3分の2	200万円
分譲共同住宅 賃貸共同住宅 事業所等	調査費用の 2分の1	10万円	工事費用の 2分の1	400万円
			延べ面積 1,000㎡以上 の建築物 工事費用の 24分の19	600万円

注1：千円未満切捨て。消費税相当額は対象に含みません。

注2：平成18年10月の建築基準法改正により、大規模改修などの際には、原則として吹付けアスベスト・アスベスト含有吹付けロックウールの除去が義務付けられています。

注3：「建築用仕上塗材」を除きます。

注4：助成は1棟に対して1回限り（過去に交付を受けた棟については助成対象になりません）。

注5：助成を受けるには、「建築物石綿含有建材調査者」（国土交通省創設資格）が調査または除去工事に関与することが必要になります。詳しくは、窓口でご相談ください。

注6：必ず、調査または除去工事実施前にご相談ください。

注7：他制度で同様の助成や補償を受けた、または受ける予定の方は対象となりません。

工事費用について、住宅修築資金融資あっせん（17～18ページ）や産業融資あっせん（25～26ページ）が受けられる場合があります。該当ページをご覧ください。

7 アスベストに関する問合せ先〔区・その他〕

《練馬区の相談窓口》

アスベストの健康影響について 石綿救済法の救済給付に係わる 申請受付	練馬区保健所 保健予防課	5984 - 2484
アスベスト除去工事について アスベスト含有調査・除去工事費 助成の相談	環境部環境課 環境規制係	5984 - 4712
家庭から出るアスベスト含有廃 棄物の処理について	練馬清掃事務所	3992 - 7141
	石神井清掃事務所	3928 - 1353
不特定多数の人が利用する建築 物(店舗等)のアスベスト飛散防 止対策について	練馬区保健所 生活衛生課	5984 - 2485

ホームページ：練馬区におけるアスベスト対策

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/omonajorei/kankyo/asbestos/index.html>

《その他の相談窓口》

東京都のアスベスト対策について	東京都環境局 大気保全課	都庁代表 5321 - 1111
アスベスト除去工事等に関する アスベスト廃棄物の処理について	東京都環境局 産業廃棄物対策課	
アスベスト作業従事者の健康被害 相談と労働災害について	池袋労働基準監督署	3971 - 1259
アスベスト分析機関の相談	公益社団法人 日本作業環境測定協会	5625 - 4280
事業者の方からの石綿ばく露対策 に関する問合せ	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析セン ター	3452 - 3145 (代表)
建築物石綿含有建材調査者につい て	一般財団法人 日本環境衛生センター	044 - 288 - 4919
労働災害以外でのアスベストによ る中皮腫など健康被害の医療費支 給	独立行政法人 環境再生保全機構 石綿健康被害救済部	0120 - 389 - 931

8 防音工事助成制度〔都〕

環状7号線と笹目通りの沿道（道路端から30m区域内）にお住まいの方は、ご自宅の防音工事（防音サッシへの改修など）に助成金を受けることができます（防音工事を始める前に騒音調査の申込などの所定の手続きが必要です。）

対象となる建築物

環状7号線と笹目通りの沿道（道路端から30m区域内）に建築され、沿道地区計画条例が施行された日（地区ごとの施行日は以下のとおり）以前からある建築物

環状7号線羽沢・小竹町地区 : 昭和62年4月1日

環状7号線栄町・桜台・豊玉地区 : 昭和63年3月28日

笹目通り沿道地区 : 平成16年4月1日

道路交通騒音の大きさが、夜間65デシベル以上、または昼間70デシベル以上ある居室を有する建築物（騒音値は東京都が調査します。）

新築する建築物（建替え工事を除く）やすでに防音工事助成を受けた建築物、すでに防音構造化された建築物は対象外となります。

助成を受けられる工事

居室のサッシ・ドアや換気扇等を防音構造に改良する工事

助成を受けられる金額

東京都が審査した額の4分の3です。助成額を超えた分は自己負担となります。

お問合せ:東京都 建設局 道路管理部 管理課 5320-5279

ホームページ:

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/road/kanri/gaiyo/bouon.html>

お問合せ:練馬区 都市整備部 東部地域まちづくり課 5984-1527

ホームページ:

<http://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/machi/endo/bouonkoujijosei.html>

9 東京都個人住宅利子補給助成〔都〕

木造住宅密集地域内の既存住宅の耐火・準耐火構造住宅への建替えに対して、自己資金だけでは住宅の建替えが困難な方に資金の融資元として金融機関を紹介し、東京都が利子補給するもので、毎年、受付件数および期間の限定があります。

お問合せ:東京都 住宅政策本部 民間住宅部 計画課 5320-4952

ホームページ:

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/281buybuildB1.htm

10 マンション改良工事の助成〔都〕

マンションの共用部分をリフォームする管理組合に対して、借入金の返済に東京都が利子補給するもので、毎年、受付件数および期間の限定があります。

申込資格

都内にある耐火構造の分譲マンションの管理組合であること。
住宅金融支援機構の「マンション共用部分リフォーム融資」を受けること。
公益財団法人マンション管理センターの債務保証を受けることなど。

利子補給期間

住宅金融支援機構の融資を受ける期間(最長10年 工事の内容によっては20年)

お問合せ：

東京都 住宅政策本部 住宅企画部 マンション課 5320-7532

ホームページ：

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2020/05/11/02.html>

独立行政法人 住宅金融支援機構 マンション・まちづくり支援部
マンション・まちづくり融資グループ 5800-9366

ホームページ：<https://www.jhf.go.jp/>

公益財団法人マンション管理センター 3222-1518

ホームページ：<https://www.mankan.or.jp/>

11 福祉のまちづくり整備助成(改修)〔区〕

平成15年4月以前に竣工した店舗、診療所、共同住宅共用部分などのバリアフリー改修に助成します。契約前に申請手続きが必要です。申込みに必要な条件など詳しくは、必ず工事契約前にお問い合わせください。

対象

- (1) 中小企業者
- (2) 公益財団法人等
- (3) マンション管理組合

対象となる建築物

適正に維持管理されている(原則、建築確認済証を取得していること。)

- (1) 診療所、店舗、公衆浴場など
- (2) 床面積1000㎡以上の共同住宅(共用部)
共同住宅部分以外(店舗等)の部分は床面積から除く

対象となる整備

出入り口の段差解消、手すりの設置など(バリアフリー法の基準を満たすこと。)

助成額

対象経費の2分の1。ただし共同住宅は上限50万円、その他条件により上限100万円、30万円、5万円のいずれか

お問合せ：練馬区 建築・開発担当部 建築課 福祉のまちづくり係

5984-1649

ホームページ：

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/takuchi/barrierfree.html>

12 練馬区カーボンニュートラル化設備補助制度〔区〕

区は、省エネルギー対策や地球温暖化を防止する区民の行動を促進するため、区内の住宅に太陽光発電設備や家庭用燃料電池システムなどの設備を設置した方に対し、その費用の一部を補助します。事業者や管理組合の申請については、別途お問い合わせください。

補助対象となる設備

太陽光発電設備

自然冷媒ヒートポンプ給湯器（通称：エコキュート）

家庭用燃料電池システム（通称：エネファーム）

蓄電システム

ビークル・トゥ・ホームシステム

改修窓（窓の断熱改修）

上記設備（未使用品）の設置工事を令和5年2月1日から令和6年1月31日までに完了していることが必要です。

申請受付

先着順

書類に不備がある場合は受付できません。予算に達し次第終了。

対象者

以下の(1)～(5)の全てを満たしている方

- (1) 申請時において練馬区民である。
- (2) 申請時において区税（住民税・軽自動車税）の滞納がない。
- (3) 申請する設備と同種の設備で、過去に区の補助を受けたことがない。
- (4) 申請時において補助対象設備の設置等に係る費用を申請者自らが支払っている。
- (5) 暴力団員および暴力団関係者でない。

対象となる建築物の要件

以下の(1)～(5)のすべてを満たした住宅

- (1) 所在地が練馬区内である。
- (2) 以下の～のいずれかに該当している。
以下の(ア)～(ウ)の条件すべてを満たした住宅である。
(ア) 新築工事と併せて補助対象設備の設置工事を行っていない。

- (イ) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条第2項に規定する新築住宅に補助対象設備の設置工事を行っていない。
- (ウ) 居住する時点で新築住宅であった住宅に居住後1年未満で補助対象設備の設置工事を行っていない。
自らが1年以上居住している住宅である。
自らが居住するために購入・賃借した新築住宅に該当しない住宅（既存住宅）である。
- (3) 設置した補助対象設備は、住宅の住居部分のみに使用している。
- (4) 区の補助金を申請している同種の設備がない。
- (5) 過去に当制度の補助を受けた同種の設備がない。

補助金の額

太陽光発電設備（2kw以上）	上限 200,000円
自然冷媒ヒートポンプ給湯器（通称：エコキュート）	上限 25,000円
家庭用燃料電池システム（通称：エネファーム）	上限 50,000円
蓄電システム	上限 60,000円
ビークル・トゥ・ホームシステム（V2H）	上限 100,000円
改修窓（窓の断熱改修） （設置費用が10,000円（税抜）以上）	上限 120,000円

補助金の額は、太陽光発電設備は設置した太陽電池の公称最大出力を合計したキロワット数に5万円を乗じた額（ただし、自己負担額以内）とし、その他の設備は設置費用（機器費および工事費（税抜き））の1/2の額で、各設備の上限の金額までです。

太陽光発電設備については、既存または同時に設置したエコキュート、蓄電システムまたはV2Hのいずれかの設備と連携して使用していることが要件です。

蓄電システムについては、既存または同時に設置した太陽光発電設備と連携して使用していることが要件です。

そのほか補助対象設備の要件などがありますので、詳細についてはお問い合わせください。

お問合せ：練馬区 環境部 環境課 地球温暖化対策係 5984-4706
ホームページ：

http://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/shigoto/kankyo/hojo/App_req.html

13 みどりの街並みづくり助成〔区〕

住宅等の沿道を生け垣等で緑化する場合、また屋上や壁面を緑化する場合に一定の条件のもとで区の助成が受けられます。

必ず事前にご相談ください。

生け垣化助成 助成額1mあたり1.2万円

フェンス緑化助成	助成額 1 mあたり 1.2 万円
低木等緑化制度	助成額 1 m ² あたり 9 千円
壁面緑化助成	助成額 1 m ² あたり 1 万円
屋上緑化助成	助成額 1 m ² あたり 1 万円

助成対象経費が助成上限額未満の場合は、助成対象経費を全額助成します。

1 件あたりの助成額に上限が設けられています。

法人やマンションの管理組合も対象になります。

緑化義務の範囲内、販売や賃貸目的の緑化は対象外です。

沿道の緑化は、令和 6 年 3 月 31 日まで、助成額を拡大しています。

みどりの協定締結区域および緊急道路障害物除去路線の沿道の緑化は、助成額を拡大しています。詳しくはお問い合わせください。

お問合せ：練馬区 環境部 みどり推進課 協働係 **5 9 8 4 - 2 4 1 8**
ホームページ：
<http://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/shigoto/midori/jyosei/index.html>

14 私道整備工事の助成〔区〕

私道を舗装する場合（再舗装を含む）や、私道に排水設備（下水）を設置・改修する場合の工事費用を助成します。助成の可否については、現地へ伺い調査しますので希望される方はご相談ください。

主な助成要件

私道敷地の土地所有者および私道に隣接する土地所有者等の全員の同意が得られること。

道幅 1.2 メートル以上あること。

行き止まり道路は、利用戸数が 2 戸以上あること。

このほかにも要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

助成額

舗装の場合		排水設備の場合	
通り抜け道路	区算定工事費の 90%	新 設	区算定工事費の 90%
行き止まり道路	区算定工事費の 80%	改 修	区算定工事費の 50%

お問合せ：練馬区 土木部 計画課 総合治水係 **5 9 8 4 - 2 0 7 4**
ホームページ：
http://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/doro/shido_josei.html

15 雨水浸透施設の助成〔区〕

大雨による浸水被害を軽減するために、屋根に降った雨水を地下に浸透させる「雨水浸透ます」などの設置費用と雨水を溜めて樹木の水やりなどに利用できる「雨水タンク」の購入費用を助成します。

主な助成要件

敷地面積が 500 m²(約 150 坪)未満(新築、既存は問いません)

特別区民税・都民税、軽自動車税を滞納していない。

このほかにも要件がありますので詳しくはお問い合わせください。

助成額

雨水浸透施設 40 万円まで(うち、付帯工事は 10 万円まで)

雨水タンク 購入価格の半額(2 万 5 千円まで)

お問合せ：練馬区 土木部 計画課 総合治水係

5 9 8 4 - 2 0 7 4

ホームページ：<http://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/chisui/josei.html>

16 低炭素建築物新築等計画の認定〔区〕

平成 24 年 12 月 4 日に都市の低炭素化の促進に関する法律が施行されました。本法により、エネルギー使用の効率性等、二酸化炭素の排出抑制に役立つ建築物の建築を促進するため、低炭素建築物の新築等に関する計画の認定を行います。認定を受けると所得税や登録免許税についての軽減措置が受けられます。詳細はホームページをご覧ください。

お問合せ：練馬区 建築・開発担当部 建築審査課 設備係

5 9 8 4 - 1 9 3 7

ホームページ：

<http://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/takuchi/teitanso.html>

